食物アレルギーに係る調査　中学校用

　　記入日　令和　　年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな生徒氏名 |  | 保護者氏名連絡先 | 　　　　　　　　　　　　　（　　　　-　　　　-　　　　） |
|  |
| 出身校 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　小学校　　6年　　組　　出席番号　　　番 |

★ご確認ください★

学校生活における食物アレルギー対応はすべて「学校生活管理指導表」に基づいて行います。

　　　【学校生活における食物アレルギー対応とは？】

　　　・給食　※お弁当を選択される方も学校生活管理指導表をご提出いただきます。

　　　・食物・食材を扱う授業・活動（調理実習，理科の実験など）

　　　・運動（体育・部活動など）

　　　・宿泊を伴う校外活動（木島平スキー教室（1年），修学旅行（3年）など）

給食や宿泊行事に限定した食物アレルギー対応はできかねますので，ご了承ください。

**質問**　**お子様は現在，食物アレルギーと診断されていますか？どちらかに〇をつけてください。**

　　　・　**はい**　　　　→進学先の中学校もしくは小学校に連絡の上「学校生活管理指導表」を受け取り，学校での対応について病院を受診してください。医師が対応が必要だと診断した場合「学校生活管理指導表」を1～2月に行われる**保護者説明会の際にご提出ください**。

（その後の流れは裏面をご参照ください）

・　**いいえ**

☜

検索

食物アレルギー提出書類

＊調布市立中学校の給食では，除去食・代替食の提供などは行っておりません。

＊保護者説明会を欠席される場合，もしくは中止の場合は，進学先に直接ご提出いただくか，郵送での提出をお願いいたします。

＊「学校生活管理指導表」他，中学校への提出書類はダウンロードすることもできます。調布市の

　ホームページ内にて右記ご検索ください。

＊気管支ぜん息，アトピー性皮膚炎等，食物以外のアレルギー疾患で学校生活における対応が必要な場合は，別途，進学先にご相談ください。

ご心配・ご不明な点がありましたら，進学先または下記にご相談ください。
【問い合わせ先】調布市教育委員会　学務課　保健給食係　　電話　042-481-7476

～　ご協力ありがとうございました　～

**≪中学校での対応≫**

1，学校生活における食物アレルギー対応とは，給食だけでなく宿泊行事や調理実習等も含みます。

　→小学校でブルートレイの方（市統一で給食では使用・提供しない食材のみが原因食物と診断されていたお子さん）も

　　宿泊行事等で原因食物が提供される可能性があります。このような場合も含めて，対応が必要な場合は，医師と相談

 の上，入学に際して学校生活管理指導表をご提出ください。

2，中学校給食は除去食・代替食は提供しません。

　→中学校給食は自校方式ではなく，親子調理方式で，近隣の小学校で作ったものを配送するため，除去食・代替食の提供

　　ができません。原因食物を使用する献立には必ず代替食をご持参ください。

3，中学校給食はおかわりができるようになります。

　→中学校給食では食物アレルギーのあるお子さんもおかわりができるようになります。喫食前に教職員も確認しますが，

　　原因食物を使用する献立を誤って食べないよう，家庭で毎朝確認し，本人への意識付けをお願いいたします。

食物アレルギーと

　 **診断されている**

食物アレルギーと

**診断されていない**

保護者説明会時（1～2月）　　　　　　　　　　　 　 保護者説明会時（1～2月）

「食物アレルギーに係る調査　中学校用」（本紙）を記載し提出。

学校生活管理指導表，個別取組プラン（中学版），

緊急時個別対応カードの記載ができていたら，合わせて中学校に提出し，アレルギー面談日程を決める。

「食物アレルギーに係る調査　中学校用」（本紙）を記載し，提出して終了。

入学前

中学校にてアレルギー面談を行い，対応内容を決定する。

４月

卒業もしくは除去解除するまで 1年毎に学校生活管理指導表を更新し面談を実施。

対応変更時は随時 ，学校生活管理指導表の更新と面談を実施。

給食での対応開始。対応に変更などがあれば随時更新。

7月以降

学校生活管理指導表の更新＋次年度の対応内容を決定

【R5年10月改訂】